

(陳受28第34号)

受動喫煙防止条例を制定することに関する陳情

受理年月日

平成28年5月20日

陳情者

吉祥寺南町3-11-14
尾崎 治夫 ほか1団体

陳情の要旨

私たちは喫煙の健康障害を広く啓蒙し、国民を受動喫煙被害から守るために受動喫煙防止条例（屋内全面禁煙）の制定を求めて活動している個人・団体です。

「キャラバン隊」は、昨年までに全国46都道府県（神奈川県を除く）を訪問し、当該の知事・議長等に条例の早期制定を訴えてきましたが、今般、2020年にオリンピック・パラリンピックを控える東京都下54自治体（島嶼部を除く）の首長・議長に表記の要望・陳情を行うことといたしました。

喫煙の健康障害については、既に医学的・科学的にも立証されており、厚生労働省等の公的機関においても議論の余地なく認識されているところです。さらに、受動喫煙については「たばこを吸わない人が健康障害をこうむる」ことから社会的対策が強く求められています。

また、オリンピックについては、国際オリンピック委員会（I O C）が1988年に禁煙開催方針を採択し、カルガリー大会以降会場の内外が禁煙化されました。さらに、2005年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（F C T C）が発効し、2010年には国際オリンピック委員会と世界保健機関（W H O）は「たばこのないオリンピックを目指す合意文書」に調印しました。

自来、オリンピックは会場だけでなく、飲食店を含む屋内施設が全面禁煙の国や都市で開催されることが慣例となっています。2008年北京、2010年バンクーバー、2012年ロンドン、2014年ソチの各大会では、国または都市で「受動喫煙防止の法整備」をした上で開催し、本年開催されるリオデジャネイロでも、既に全面禁煙化が実現しています。

しかし、東京都では都民の61.1%が「罰則付きの規制」を求めているにもかかわらず、条例の制定は足踏み状態であり、このままでは屋内全面禁煙の国から参加する選手団や観光客に不快な思いをさせることとなります。さらに、受動喫煙防止施策は国や都だけの専決事項ではなく、基礎自治体としての責任も重大です。都下に広く滞在・観光するこれらの人に対してばかりでなく、武蔵野市民（特に、飲食店等のサービス産業で働く労働者）の健康を守るためにも、地域の特性に応じた「受動喫煙防止条例」の早期制定を求めるものです。